

企画競争実施に関する公示

令和 8 年 10 月 14 日

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人国際交流基金

日本語国際センター

契約担当職 副所長 諏佐 由有子

記

1. 業務概要

- (1) 業務名：日本語パートナーズ向け新教材 動画制作業務一式
- (2) 業務内容：企画競争説明書による
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで
- (4) 契約上限金額：6,419,804 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。旅費を除く本件業務に係る一切の経費を含む。右金額を超える提案は無効とする。）
- (5) 契約相手方の決定方法：応募者から提出される企画提案書について、あらかじめ定めた評価基準により書類及び面接審査を行い、契約交渉順位 1 位の者から順に交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

以下の（1）～（11）の条件を満たしていること。

- (1) 国際交流基金会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者であること。

（会計細則 <https://www.jpff.go.jp/j/about/admin/contract/pdf/regulation.pdf>）

＜会計細則 抜粋＞

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和 7・8・9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において B、C 又は D 等級を有する者であること。
- (3) 全省庁統一資格及び申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下、「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (4) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (5) JF との契約に関して過去 1 年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 本件事業を的確に実施するに足る組織・人員体制・経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力及び精算を適切に行う経理体制を有していること。
- (7) 本件企画競争参加を通じて得た本件業務に関する機密情報の守秘を誓約する者であること。
- (8) JF と係争中の者、JF と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び JF と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。
- (9) キャスティング手配を含む動画制作（語学教材に限らない）の実績を 10 件以上有すること。
- (10) その他企画競争説明書に定める全ての要件を満たす者であること。
- (11) 必要に応じて、日本語国際センター（埼玉県さいたま市浦和区）での打ち合わせに参加することが可能な者であること。

3．企画競争説明書・仕様書等の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間： 本公告公示日～令和 8 年 10 月 28 日(水)17：00 まで
- (2) 交付方法： 希望者に対し、電子メール又は JF 指定のファイル転送システムにて交付を行う。
- (3) 交付を希望する者は、交付期間中に下記 9.の連絡先まで、電子メールにて請求すること（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。

4．説明会（参加必須）

次の通り企画競争説明会を行うので、企画競争に参加を希望する者は必ず参加すること。

- (1) 日時： 令和 8 年 10 月 28 日(水)15：00～（1 時間程度を予定）
- (2) オンライン（Microsoft Teams 使用予定）
- (3) 参加申込期限： 令和 8 年 10 月 28 日(水)10：00 まで
- (4) 説明会への参加にあたっては、下記 9.の連絡先に電子メールにて参加申込みを行うこと（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。1 社からの参加人数は問わないが、画面表示及び質疑応答の際に会社名は伏せること。

5．質問の受付

企画競争説明書の受領後、募集内容に関して質問がある場合は下記 9.の連絡先宛に電子メールで質問事項を送付すること。

- (1) 質問受付期間： 令和 8 年 11 月 2 日(月)17：00 まで
- (2) 質問回答予定： 質問受付から原則 3 営業日以内に随時回答する。また、回答時には、企画競争説明書・仕様書等の交付を希望した者全員に対し、質問及び回答を同一内容にて送付する。
- (3) 企画競争への参加を取りやめることにより、質問及び回答のメール受信が不要になった場合には、下記 9.まで連絡

すること。

6．企画提案書類の提出

- (1) 提出期限： 令和8年11月11日(水) 17:00 必着
- (2) 提出書類、提出方法、提出先、評価基準・審査方法等に関しては企画競争説明書の通り。

7．企画提案書に関する面接審査

企画提案書提出者については、JFが指定する日時・場所で、企画提案内容に関する面接審査（プレゼンテーション）を求める。日時の詳細については、提案書提出締め切り後、個別に連絡する。面接の予定は以下の通り。

- (1) 実施日： 令和8年11月18日(水)～令和8年11月19日(木)
※実施時間は提案書提出締め切り後に調整して連絡する。
- (2) 所要時間： 準備・プレゼンテーション・質疑応答を含めて1参加者あたり30分程度。ただし、参加者の多寡により変更があり得る。
- (3) 場所： オンライン（Microsoft Teams 使用予定）
- (4) 参加者： 企画提案書に記載した実施体制のうち、統括責任者又はディレクター等の主要担当者1名以上の参加を必須とする。

8．審査方法及び審査結果通知

- (1) 評価基準・審査方法等： 企画競争説明書を参照すること。
- (2) 審査結果通知： 審査結果については12月3日(木)（予定）までに、本件企画競争に参加したすべての者に対して電子メールにて通知する。なお、参加者は、審査結果の理由については不問とし、審査結果については異議を申し立てることができないものとする。

9．担当部署及び連絡先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教材開発チーム

担当： 堀川、岸本、新明

電子メールアドレス： nc_bunka@jpf.go.jp

電話：048-834-1183

※土・日・祝祭日を除く平日9:15～12:30、13:30～17:45

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを必ず明記すること。

10. その他

- (1) 募集、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨： 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 上記 6.の提案書提出期限までに適正な全ての書類の提出がなかった団体・個人は、本件業務一式の委託先に選定されうる資格を失うものとする。なお、提案書等提出に伴う一切の費用は提出者が負担する。また、提出のあった提案書類等は採否に関わらず返却しない。
- (3) 契約保証金： 免除
- (4) 契約書作成の要否： 要
- (5) 提案の無効： 本公告に示した競争参加資格のない者による提案及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (6) その他詳細は企画競争説明書による。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以 上